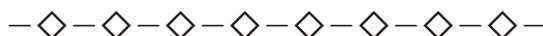


ガス溶接作業主任者が必要な場合

労働安全衛生法

(作業主任者)

第十四条 事業者は、高圧室内作業その他の労働災害を防止するための管理を必要とする作業で、政令で定めるものについては、都道府県労働局長の免許を受けた者又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行う技能講習を修了した者のうちから、厚生労働省令で定めるところにより、当該作業の区分に応じて、作業主任者を選任し、その者に当該作業に従事する労働者の指揮その他の厚生労働省令で定める事項を行わせなければならない。



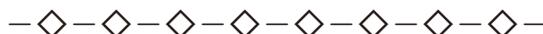
労働安全衛生規則

(作業主任者の選任)

第十六条 **法第十四条**の規定による作業主任者の選任は、**別表第一の上欄**に掲げる作業の区分に応じて、同表の中欄に掲げる資格を有する者のうちから行なうものとし、その作業主任者の名称は、同表の下欄に掲げるとおりとする。

別表第一 (第十六条、第十七条関係)

作業の区分	資格を有する者	名称
令第六条第二号の作業	ガス溶接作業主任者免許を受けた者	ガス溶接作業主任者



労働安全衛生法施行令

(作業主任者を選任すべき作業)

第六条 **法第十四条**の政令で定める作業は、次のとおりとする。

- 二 **アセチレン溶接装置又はガス集合溶接装置を用いて行なう金属の溶接、溶断又は加熱の作業**

(定義)

第一条 この政令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 アセチレン溶接装置 アセチレン発生器、安全器、導管、吹管等により構成され、溶解アセチレン以外のアセチレン及び酸素を使用して、金属を溶接し、溶断し、又は加熱する設備をいう。
- 二 ガス集合溶接装置 ガス集合装置（十以上の可燃性ガス（別表第一第五号に掲げる可燃性のガスをいう。以下同じ。）の容器を導管により連結した装置又は九以下の可燃性ガスの容器を導管により連結した装置で、当該容器の内容積の合計が水素若しくは溶解アセチレンの容器にあつては四百リットル以上、その他の可燃性ガスの容器にあつては千リットル以上のものをいう。）、安全器、圧力調整器、導管、吹管等により構成され、可燃性ガス及び酸素を使用して、金属を溶接し、溶断し、又は加熱する設備をいう。